

中央市週休2日適用工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の品質確保のための担い手の育成及び確保を図るため、建設業における労働環境の改善意識を促進させる取組として実施する週休2日適用工事(以下「適用工事」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 対象期間 契約締結日の翌日から完成日までの期間(準備期間、片付け期間、年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで日をいう。)、夏季休暇(8月13日から8月15日までの日をいう。)、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者からあらかじめ対象外とする期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間)を除く。)をいう。
- (2) 準備期間 契約締結日の翌日から現場に継続して常駐する日の前日までの期間(調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等は、この期間に含む。)をいう。
- (3) 片付け期間 現場の施工を完了した日の翌日から完成日までの期間(自主検査、後片付け、清掃等は、この期間に含む。)をいう。
- (4) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を除き、事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(対象工事)

第3条 適用工事の対象となる工事は、設計金額が1千万円以上の土木工事とする。ただし、次のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 対象期間が1週間未満の工事
- (2) 緊急を要する工事(災害復旧工事を含む。)
- (3) 現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難であると発注者が判断す

る工事

- 2 前項前段の規定にかかわらず、既に適用工事の対象となる工事に密接に関連する土木工事については、適用工事の対象(当該工事が前項後段の規定に該当する工事である場合を除く。)とする。

(実施方式)

第4条 適用工事は、次の各号のいずれかの方式により実施するものとする。

- (1) 発注者指定型 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式
- (2) 受注者希望型 受注者が発注者に対して週休2日に取り組むかどうかを着手日前までに協議した上で、週休2日に取り組むことを選択する方式

- 2 適用工事を発注するときは、特記仕様書、入札公告等において適用工事であることを明示するものとする。

(適用工事の取組)

第5条 受注者は、適用工事の対象期間において、元請企業の技術者等及び下請企業を含む工事現場の労働者を週に2日間は一斉に休日とすることに努めるとともに、労働環境にも配慮するものとする。

- 2 受注者は、適用工事を実施するに当たり、別に定める週休2日現場閉所計画書を施工計画書に添付し、発注者に提出するものとする。この場合において、現場閉所日は原則として日曜日及び土曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。

- 3 受注者は、前項の規定により提出した現場閉所の計画を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に発注者に報告するものとする。

- 4 受注者は、最終の現場閉所後速やかに適用工事の取組実績について、別に定める週休2日現場閉所実績書及び週休2日現場閉所実績集計表に週休2日の実施状況を通期又は月単位で記載して発注者に提出し、その確認を受けるものとする。

- 5 受注者は、適用工事である旨を工事現場において公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(現場閉所の評価)

第6条 現場閉所の評価は、次に掲げる現場閉所の状態及び現場閉所率(対象期間に占める現場閉所の日数の割合をいう。以下同じ。)によるものとする。この場合に

において、降雨、降雪等の自然的な事象により計画外の現場閉所とする日については、現場閉所の日数に含めるものとする。

(1) 通期の4週8休 対象期間内において現場閉所率が28.5パーセント以上となる日数を現場閉所日とすること。

(2) 月単位の4週8休 対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5パーセント以上となる日数を現場閉所日とすること。

2 現場閉所率の算出に用いる1月当たりの基準日数は28日とし、1月当たりの基準日数が28日に満たないときは、当該月の日曜日及び土曜日の日数以上に現場閉所を行っている場合に、現場閉所率28.5パーセント以上を達成しているものとみなす。

(工事成績評定)

第7条 発注者は、受注者の適用工事の取組に対し、現場閉所の履行実績に応じ、工事成績評定に別表に定める点数の加点又は減点を行うものとする。

(経費の補正)

第8条 経費の補正は、国又は山梨県が定める補正係数若しくは適用工事の設計金額の積算に用いた基準等に定める補正係数を乗じて算定するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、適用工事の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

現場閉所の履行実績	第一次評定者	第二次評定者
通期の4週8休	2点加点	6点加点
月単位の4週8休		
未達成		3点減点

備考 第6条第1項各号に定める現場閉所の状態及び現場閉所率並びに国又は山梨県が定める現場閉所状況若しくは適用工事の設計金額の積算に用いた基準等に定める現場閉所状況を達成できない場合において未達成とする。